

社会福祉法人 瀬々串福社会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人瀬々串福社会（以下「この法人」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定にも続き、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 無報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第 1 に定める額
 - (2) 賞与 別表第 2 に定める額
 - (3) 退職慰労金 別表第 3 に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 4 に定める額とする。
- 3 上記役員に対する報酬等の総額は、年度ごとに 5,000,000 円を超えないものとする。
- 4 評議員に対する報酬の額は別表第 5 とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 1 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、

その遺族に)支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める社会福祉法人瀬々串福社会法人役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第 2 項に関わらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

平成 29 年	6 月 20 日	制 定
平成 29 年	7 月 1 日	施 行
平成 30 年	6 月 25 日	制 定
平成 30 年	7 月 1 日	施 行

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 0円
理事	月額 0円

別表 2 (常勤の理事の賞与)

6月の賞与	報酬月額 × 2.2か月分
12月の賞与	報酬月額 × 2.2か月分

別表 3 (常勤の理事の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数 (1.5)

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第 4

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	2,000円
上記他、法人・施設業務のための出勤	0円

(2) 監事

	日額
監事監査等、理事会等会議への出席	2,000円
上記他、法人・施設業務のための出勤	0円

別表第 5

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記他、法人・施設業務のための出勤	0円

※上記金額は源泉分を差し引いた日額として当日支給する。